

選定委員会の公開・非公開について

指定管理者制度に関する取扱要領（抜粋）

（審査過程の公開）

第16条 所管部は、委員会が行う審査について、その透明性を確保し、県民及び団体等への説明責任を果たすため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）委員会の運営は、「附属機関等の会議の公開に関する指針（平成11年12月24日制定）」に沿って、原則として公開で行うこと。ただし、ヒアリング又は選考審査において、申請者の保護すべき情報を審査するとき又は委員会の自由な意思形成を妨げるおそれがあるときは、この限りでない。
- （2）委員の氏名及び役職名並びに事業計画書を審査する審査基準及び配点表については募集要項の配布時まで、申請者の名称及び申請者が作成した事業計画の要旨については委員会が行うヒアリングまでに、委員会の議事録又は議事概要については当該委員会終了後すみやかに、それぞれ県ホームページで公表すること。

2 （省略）

指定管理者制度に関するQ & A（抜粋）

問25 選定過程は全て公開するべきではないか。

答25 指定管理者の選定においては、透明性を確保するため、選定過程を公開することが望ましいことはいうまでもありません。一方で、この制度の導入は、申請者の運営ノウハウや管理運営能力に大きく期待するものであり、申請者が提案するこれらの情報（法人情報等）については、保護する必要があります。このため、県では、指定管理者の選定過程の公開について、次のような取り扱いをしています。

1 公開・公表する内容

- ① 選定委員会の委員名を事前に公表します。
- ② 審査基準についての選定委員会の会議を公開します。さらに、審査基準を事前に募集要項で申請者に周知します。
- ③ 申請者が自らまとめた事業計画の要旨を公表し、どのような内容が提案され、審議されているのかを選定過程の早い時期に県民に明らかにします。

2 非公開とする内容

指定管理者の選定委員会は、「審議会等の会議の公開に関する指針」における「審議会等」にあたることから、選定委員会の会議は原則公開となります。

但し、法人情報や審議検討情報など非開示情報として三重県情報公開条例で保護しなければならないものもあります。

ヒアリングを含む選考についての会議は、

- ① 会議を全面的に公開すると、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるなど、委員会の運営上、当該会議の公正又は円滑な運営に支障がある場合がある。
- ② 申請内容には、企業として公開できないノウハウや個人情報等に関する情報が含まれており、公開されることで申請団体の正当な利益が害される可能性がある。

等の理由で、非公開とすることとしています。

しかしながら、指定管理者の候補団体が決定した後は、保護されるべき法人情報に留意して、選定委員会の議事録または議事概要を公表することとします。